

ムアリングウインチのドラムブレーキ試験に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正理由

鋼船規則 D 編 16 章 16.3 においては、ムアリングウインチの船上試験について規定しているが、当該規定は 36 年前に制定されて以来、抜本的な見直しは行われていない。

このため、鋼船規則等の総合的な見直しの一環として、ムアリングウインチの試験について、実状に即した試験方法とすべく、関連規定を改めた。

改正内容

ムアリングウインチのドラムブレーキ試験の運転状態に関する規定を改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 16.3.2